

部長及び参事官

殿

所 属 長

生 環 発 第 1 6 号

平成28年 1月19日

10年保存(口訓)

本 部 長

不正アクセス行為の再発を防止するための援助に関する事務処理要領の制定について（通達甲）

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第9条に規定する公安委員会による援助等については、「不正アクセス行為の再発を防止するための援助に関する事務処理要領の制定について（例規）」（平成21年3月27日生企発第235号）に基づき運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該援助等に関し別添のとおり「不正アクセス行為の再発を防止するための援助に関する事務処理要領」を定め、平成28年1月19日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

不正アクセス行為の再発を防止するための援助に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下「法」という。）第9条の規定に基づくアクセス管理者に対する援助の実施並びに部課長及び署長事務専決規程（昭和42年12月本部訓令第25号）による生活安全部長の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 援助申出の審査

- 1 生活安全部長は、法第2条第1項に規定するアクセス管理者（以下「アクセス管理者」という。）から法第9条第1項の規定による援助の申出を受けた場合は、当該申出の原因が不正アクセス行為に該当するか否かの審査を行わなければならない。
- 2 生活安全部長は、1の審査の結果、不正アクセス行為に該当しないと認めるときは、アクセス管理者に対して別記第1号様式の援助不開始通知書を交付するとともに、援助の対象とならない理由など必要な説明を行うものとする。

第3 提出資料等受領目録書の交付

生活安全部長は、アクセス管理者から法第9条第1項及び不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第1条第2項の規定により公安委員会が援助を行うために必要な資料等の提出を受けたときは、アクセス管理者に対して別記第2号様式の提出資料等受領目録書を交付するものとする。

第4 事例分析等

1 事例分析

生活安全部長は、第2の1の審査の結果、当該申出を相当と認めるときは、アクセス管理者に対する援助を行うために必要な事例分析（当該援助の申出に係る不正アクセス行為の手口、それが行われた原因等に関する技術的な調査及び分析を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 事例分析に関する技術支援要請

生活安全部長は、事例分析の実施に関し必要であると認めるときは、警察庁等に対して技術支援の要請を行うことができる。

3 事例分析の外部委託手続

(1) 公安委員会の決裁

生活安全部長は、法第9条第2項の規定により事例分析を外部に委託しようとするときは、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(2) 仕様書及び契約書の作成

生活安全部長は、事例分析の外部委託に当たっては、仕様書及び契約書を作成して委託契約を締結しなければならない。

(3) 留意事項

生活安全部長は、事例分析の委託先に対して、事例分析の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の指導を徹底するものとする。

第5 援助措置

生活安全部長は、規則第2条に規定する援助措置を採ろうとするときは、アクセス管理者に対し、別記第3号様式の援助措置内容通知書の交付、事例分析の結果に関する資料その他援助措置に必要な資料の提供、必要な助言等を行うものとする。この場合において、生活安全部長は、事例分析の結果に関する資料及びその他援助措置に必要な資料の写しを当該資料を提供した日の属する年の翌年の初日から起算して3年間保存しなければならない。

第6 必要書類等の取扱い

生活安全部長は、第2の1の審査の結果、不正アクセス行為に該当しないと認めるとき又は第5の援助措置が終了したときは、速やかに、第3により提出を受けた資料等をアクセス管理者に返却し、又はアクセス管理者の同意を得た上で廃棄しなければならない。

(別記様式省略)